

# 入 札 説 明 書

令和2年札幌市告示第379号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 3年1月22日

2 契約担当部局

〒007-0802 札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所管理係 電話 011-783-5314 (FAX 011-783-5313)

3 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 ブルドーザー19～20t級借受その1 一台

(2) 借入件名の特質等 仕様書による。

(3) 納入期日及び借入期間

納入期日 令和 3年 4月 1日

借入期間 令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月 31日までとする。

(4) 借入場所 山口処理場ほか（札幌市手稲区手稲山口364番地ほか）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～令和2年度（平成30～32年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」・中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限及び提出場所

令和 3年 2月 4日（木）9時30分

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所執務室（札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1）

(3) 開札の日時及び場所

令和 3年 2月 4日（木）11時00分

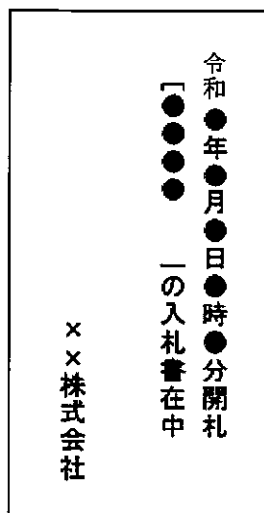
札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所課会議室（札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1）

(4) 入札書の提出方法

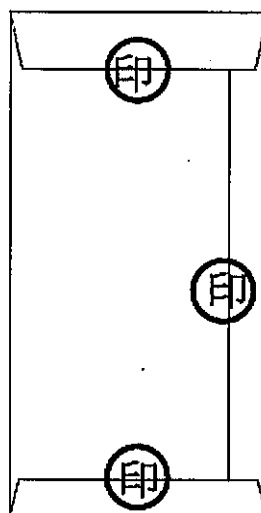
ア 入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接提出する場合は封筒に「令和3年2月4日11時00分開札[ブルドーザー19～20t級借受その1]の入札書在中」の旨を記載し、上記2に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

## 図) 入札書提出時の封筒について

表面



裏面



イ 郵送により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和3年2月4日11時00分開札[ブルドーザー 19~20t級借受その1]の入札書在中」の旨を記載し、上記2に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

### (5) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

### (6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

### (7) 代理人による入札

ア、代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

### (8) 開札

ア 開札は、上記5(3)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度

とする。

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙3のとおり

# 入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	ブルドーザー19～20t級借受その1

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

令和    年    月    日

(あて先) 札幌市長

	住 所	
入 札 者	商号又は名称	
	職 ・ 氏 名	印
入札代理人	氏 名	印

備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 委任状

令和 年 月 日

(あて先)  
札幌市長

住 所  
委任者 商号又は名称  
職 ・ 氏 名 印

調達件名 ブルドーザー19～20t級借受その1

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

物品一第18号様式 契約書（物品の借受け：レンタル（当該年度内）契約用）

## 契 約 書

貸借物品名 ブルドーザー19～20t級借受その1

数 量 1台

上記の物品の賃貸借について、貸借人札幌市（以下「発注者」という。）と、  
 賃貸人（以下「受注者」という。）  
 とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 賃 料 総額 金 円  
 （うち消費税及び地方消費税の額 円）

## 【内訳（支払金額）】

月（内訳）	支払金額	月（内訳）	支払金額
令和3年4月	円	令和3年10月	円
令和3年5月	円	令和3年11月	円
令和3年6月	円	令和3年12月	円
令和3年7月	円	令和4年1月	円
令和3年8月	円	令和4年2月	円
令和3年9月	円	令和4年3月	円

注：支払い月額については、契約金額を賃貸月数で按分します。  
 なお、月額に千円未満の端数が生じる場合は、支払い最初の月に加えます。

- 2 賃貸借期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 3 引渡場所 発注者の指定する場所（山口処理場ほか）
- 4 検査場所 発注者の指定する場所（山口処理場ほか）
- 5 仕様書等 別紙のとおり
- 6 契約保証金 「免除」
- 7 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市  
 代表者 市長 秋元克広

受注者 住 所  
 商号又は名称  
 職・氏名